

# 行政のデジタル化について

---

# 行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

## 1 基本的な認識

- 2040年頃にかけて進行する人口減少・高齢化等の人口構造の変化、インフラの老朽化、社会全体のデジタル化等に的確に対応して、持続可能な形で行政サービスを提供するとともに、新たな技術やデータを活用した公共私による課題解決の可能性を拡げるためには、国・地方公共団体を通じた行政のデジタル化を進めることが必要なのではないか。
- 地方公共団体におけるデジタル化を実現するためには、情報システム等を効率的・効果的に整備するシステム面での対応や専門人材の確保を含めた人材面での対応が必要となるが、追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル化の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえ、地域や組織の枠を越えた連携を様々な形で推進することが重要になるのではないか。
- 地方公共団体におけるデジタル化は、住民・企業等の様々な主体にとって利便性が向上するとともに、課題解決等への参加をより容易にするなど、地域や組織の枠を越えた連携の基盤になり、逆にこうした連携は、デジタル化を効果的に進めるための条件となるのではないか。

## 2 地方公共団体におけるデジタル化と国の役割

### (1) 地方公共団体におけるデジタル化に関する地域の枠を越えた連携

- 地方公共団体におけるデジタル化に関して地域の枠を越えた連携を進める目的としては、住民の利便性向上、行政運営の効率化のほか、相互運用性の確保、小規模団体等の支援、先進的な取組の横展開、更にはセキュリティの担保等が考えられ、これらの目的に応じて、数団体間の連携から、標準化、さらには統一化まで、標準化等が求められる程度は異なりうるのではないか。

## 2 地方公共団体におけるデジタル化と国の役割(続き)

### (2) 地方公共団体による創意工夫の余地

- 地方分権は、画一性よりも自立性や多様性をより尊重し、住民に直接接する自治の現場の判断や責任が活かされるよう推進され、地域の実情に応じたサービスの提供が進められている。このことは、行政の即応性、柔軟性、総合性を増し、住民の期待に応えるとともに、国・地方を通じた行政全体のあり方を再構築し、行政全体の簡素効率化を進めるといった意義があるのではないかと考えられる。また、サービスの内容だけでなく、それを提供するための業務プロセスや組織のあり方についても、地方公共団体の判断が尊重されているのではないかと考えられる。
- 国が、地方公共団体におけるデジタル化に関して一定の役割を果たす場合には、このような地方分権の考え方を踏まえ、地域の実情に応じたサービスの提供や組織のあり方を尊重しつつ、行政の即応性等の住民の期待に応え、行政を効率化するという地方分権とデジタル化に共通する目的に資するように行う必要があるのではないかと考えられる。
- 他方で、地方公共団体の事務は多様であり、分野や種類によって、地方公共団体が創意工夫を発揮できる余地や、創意工夫が求められる程度も異なるのではないかと考えられる。

## 2 地方公共団体におけるデジタル化と国の役割(続き)

### (3) デジタル化を進める手法と地方公共団体の自由度への影響

- 国が地方公共団体におけるデジタル化を推進する手法については、それによる地方公共団体の自由度への影響の大きさの点で異なるのではないか。例えば、国が直接、情報システムを提供することから、地方公共団体が情報システムを調達することを前提にその標準化を国が進めることや、情報システムの共同利用について財政支援を行うこと、地方公共団体の求めに応じて専門人材を派遣することまで、様々な手法があり、地方公共団体に対する影響も異なるのではないか。
- また、国は情報発信の形式や経路の整備、プラットフォームの提供を行い、地方公共団体がその下で自由に様々な行政サービスを提供するというように、国が手法について規律することは、内容の規律に比べれば、地方公共団体の自由度に対する影響は少ないのではないか。

### (4) 国が果たすべき役割の類型化

- このように、分野や事務の種類によって、標準化等が求められる程度や地方公共団体の創意工夫が求められる程度が異なり、また、国が採る手法によって地方公共団体の自由度への影響も異なりうるとすると、標準化等が求められる程度や地方公共団体の創意工夫が求められる程度に応じて、国が採るべき手法も異なるのではないか。すなわち、地方公共団体が創意工夫を発揮することで発展することが期待され、標準化等が求められる程度がそれほど高くない類型については、奨励的な手法で国が関わり、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等が求められる程度が高い類型については、一定の拘束力のある手法を含めて国が関わることも考えられるのではないか。

## 3 取組の方向性

### (1) 基幹系情報システムに関する標準の設定

- 住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きいのではないかと。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げるのではないかと。そのため、標準化等が求められる程度が高いと言えるのではないかと。
- また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言えるのではないかと。
- そのため、基幹系システムについては、システムの機能要件やシステムで作成する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、原則として当該標準に則って各事業者が開発したシステムを地方公共団体が利用するようにすることが考えられるのではないかと。

## 3 取組の方向性(続き)

### (1) 基幹系情報システムに関する標準の設定(続き)

○ その場合には、

- 標準に則って各事業者が開発したシステムを全国の地方公共団体が共同して利用できるようにすることで、個々の団体におけるカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則として不要とし、システムに係る費用や業務負担を軽減するとともに、複数団体にまたがって活動する住民や企業等の利便性の向上にもつなげることを目的とすること
- 標準を設定する際の役割としては、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させ、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定すること。また、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、業務の内容や組織のあり方に関する自主性に留意すること
- 標準を設定する目的が、地方公共団体の負担軽減や住民等の利便性向上が中心であることを踏まえ、地方公共団体は、合理的な理由がある範囲内で、必要不可欠な場合には説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること
- 標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがあるものについては、自治事務か法定受託事務かといった事務の類型にかかわらず対象とすること
- 対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること

5 が考えられるのではないか。

## 3 取組の方向性(続き)

### (2) AI等の共同利用

- AI等の最先端の技術を、観光、産業など法令上定められた事務の共通性が低い業務に活用することについては、国が関わる主な目的は、先進的な取組の横展開である。こうした最先端の技術については、機能の高度化、費用の軽減の観点から、多数の団体による共同利用の必要性は高いものの、全国で様々な取組が競い合うことで、より先進的な事例が生まれることから、現時点では、標準化等が求められる程度は低いと言えるのではないか。また、創意工夫が発展の源であり、創意工夫が求められる程度も高いと言えるのではないか。
- そのため、国としては、自主的な共同利用への人的・財政的支援といった、地方公共団体の自由度への影響が小さい手法にとどめることが考えられるのではないか。利用者の利便性の観点からは、観光、産業等の分野であっても、団体横断的に情報提供等が行われることが望ましい場合もあり、国が情報提供等に用いる共通プラットフォームを自由度の高い形で提供することも考えられるのではないか。

### (3) 人材面での対応

- 行政のデジタル化を進める上では、専門人材の確保や職員の育成を含めた人材面での対応が必要となるのではないか。官民を通じてICT人材が逼迫する中、国としては、地方公共団体が専門人材を広域的に確保することを後押しすることが考えられるが、こうした取組の主な目的は、単独では専門人材を確保できない地方公共団体の支援であることから、画一的な手法ではなく、地域の実情やニーズに応じて対応していくことが必要であると言えるのではないか。

## 3 取組の方向性(続き)

### (4) 行政手続のオンライン化と基盤としてのマイナンバー制度

- マイナンバー制度におけるマイナンバーカードやマイナポータルといった仕組みは、国・地方公共団体が共に利用し、また、マイナンバー制度の対象分野のみならず、地方公共団体の枠を越えて活動する住民・企業が利用可能なものとして標準化された基盤となるものではないか。
- 現に、マイナンバー制度による情報連携は、マイナンバーカードによる本人確認(番号確認、身元確認)により行政手続を行う際の添付書類を不要とし、複数行政機関にわたる手続をワンストップ化するなど、これまでに一定の効果を挙げているのではないか。また、既にコンビニ交付サービスや民間での取引で活用されているなど、マイナンバーカードのICチップに搭載された公的個人認証の電子証明書は、インターネット等によるオンライン手続や取引において安全・確実な本人確認を可能とするものではないか。
- 特に今後、行政のデジタル化を進めるに当たっては、行政手続をオンライン化することで住民の利便性を高めるとともに、行政事務を効率化することが重要であるが、そのためには、オンラインによる手続において本人確認を確実に行っていくことが求められるのではないか。
- その意味においてもマイナンバーカードの機能の活用や効果の発揮を推進することにより、行政のデジタル化の基盤としてのマイナンバーカードの普及を積極的に進めていくことが必要なのではないか。



## 3 取組の方向性(続き)

### (5) データの利活用と個人情報保護制度

- 人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進む中、行政が効果的・効率的にサービスを提供するためには、地方公共団体が全て自前で行うよりも、地域や組織の枠を超え、官民が協力してデータ利活用や、アプリケーション開発等の取組を進めることが重要なのではないか。
- 現在、社会全体のデジタル化を進めるに当たり、データ利活用の円滑化を図る観点から、国際的な制度調和の動向も踏まえ、官民を通じた個人情報保護制度のあり方に関する議論が行われている。そのうち、地方公共団体における個人情報保護に関する規律や国・地方の役割分担のあり方を検討するに当たっては、地方公共団体の意見を十分聴いた上で、データ利活用の円滑化に資する方策について議論が進められることが期待されるのではないか。